

東京都における社会福祉法人の 連携による社会貢献事業について

『中間のまとめ』

平成27年3月24日

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会貢献事業検討委員会

I 社会福祉法人に求められる役割

1 社会状況の変化と福祉課題

- 少子高齢化や人口減少、家族形態の変容等により、家族や地域での助け合い機能が縮小してきている。また、終身雇用慣行の変化による失業者や非正規雇用労働者、就職困難者の増加など、安定した生活基盤を築きにくい状況がみられる。
- このような家族や地域社会の変化、年齢や種別ごとに専門分化した社会福祉制度等を背景とし、ひきこもり、孤独死、社会的孤立、ゴミ屋敷、育児困難、失業後の再就職困難等、これまでの社会福祉事業や制度で支援することが難しい「制度の狭間の課題」や「複合的課題」が増加した。
- また、利用契約制度への移行、多様な経営主体の参入により、福祉サービスは発展したが、必ずしも市場原理では満たされないニーズもあり、その対応も必要とされている。
- 地方分権の流れを受け、福祉サービスは住民に最も身近な地域においてきめ細かく提供されるよう区市町村中心のしくみへと変化している。新たな福祉課題に対応するためには地域福祉の視点に基づき、大都市東京の特色を踏まえた、東京らしい支援のしくみづくりが必要である。

2 社会福祉法人を取り巻く情勢と地域で求められる役割

- 民間の篤志家による慈善事業として始まった社会福祉事業の担い手は、昭和26年に制度化された社会福祉法人として、措置事業を実施する公的な役割を果たし、社会福祉事業の発展に貢献してきた。社会福祉法人は、法人設立時の寄附者の持ち分は認められず、残余財産は他の社会福祉法人又は国家に帰属するなどの規制を受ける一方、補助金や税制優遇等のしくみを伴う公的法人として機能してきた。
- ニーズが多様化するなか、サービスの供給主体の多元化や利用者の主体的な選択に資する利用契約制度への変更等、平成12年の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉のしくみが大きく変容した。
- 株式会社、NPO法人等の多様な経営主体が福祉サービスの担い手となるなか、社会福祉法人が税制優遇を受けることに関してイコールフットィング論が叫ばれるようになった。また、一部の社会福祉法人による不適正な運営もあり、社会福祉法人の在り方やその役割が問われるようになった。
- このようななか、東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会は、社会福祉法人として自発的に連携による社会貢献事業を実施していこうと、平成25年度より検討・啓発活動等を行ってきた。
- 平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、社会福祉法人に対する社会貢献活動の実施の義務付けが示された。また、平成26年7月4日に発行された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書」では、地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保等について示された。
- これらを受け、平成27年2月12日に社会保障審議会福祉部会報告書「社会福祉法人制度改革について」が取りまとめられた。報告書の中では、「社会福祉法において、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務と位置付けることが必要」と記されている。また、再投下財産額がある法人は、「再投下計画」に基づき、社会福祉事業への投資を優先した上で、「地域公益事業」への投資を検討することなどが

示された。さらに、地域ニーズが適切に反映されるよう「地域協議会」のしくみも示された。

- このような状況のもとで、「社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨」として、いることに基づき、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」、「市場原理では満たされないニーズ」に対応し、これまで以上に地域で必要とされている役割を果たしていくことが求められている。

3 これまでの社会福祉法人による取り組み

- 社会福祉法人は、公的な福祉サービスの主たる担い手として、社会福祉サービスの拡充に大きな役割を果たし、また、地域の課題に先駆的に取り組み、制度化につなげるなど、地域における福祉サービスの拠点となってきた。
- また、こうしたサービスの提供を通して、既存の制度では解決が難しい地域のニーズを見つけ、それに対応する新たなサービスや取り組みを行うなどの実践を行ってきた。
- 一方で、社会福祉法人が自ら、そのような実践を地域のニーズに対応するしくみとして可視化し、広く情報発信することについては、十分取り組めていなかった。

4 複合的な課題に対する連携の必要性

- 「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対応していくためには、1つの機関や施設等の事業所（以下「施設等」という。）での解決は難しく、複数のサービスを組み合わせることで支援することや、多分野の専門性を活かした新たなサービスの創造など、社会福祉法人をはじめ、多様な主体がその特性を発揮して連携する取り組みが不可欠である。
- 大都市東京は、人口が多く、また福祉サービスを提供する事業者も多い。企業やNPO法人、ボランティア・市民活動団体等も多数存在する。また、地域の自然環境や社会資源、コミュニティの状況には差があり、それに伴い住民の生活ニーズも異なることから、地域ごとの実態を踏まえ、児童・障害・高齢等の分野を超えて、大都市東京の特性を生かした多様な主体による連携が求められる。

5 社会貢献事業の担い手

- 既存の制度による解決が難しい課題に対して公的な対応を待つのではなく、積極的に支援に取り組んでいく社会貢献事業が重要である。
- 地域生活支援や生活困窮者支援においても、多様な主体によるインフォーマルサービスの創出や住民の支え合いが求められる中、社会福祉法人はこれまでの地域における実績を踏まえた独自の取り組みのほか、社会福祉法人同士の連携により、社会貢献事業に自ら率先して取り組む必要がある。
- また、社会福祉法人同士が連携し、さらに多様な主体との連携のもとで社会貢献事業を行うためには、区市町村社会福祉協議会（以下「区市町村社協」という。）や民生・児童委員等との連携・協働が欠かせず、地域を基にした「しくみ」としていくことが期待される。

1~5を踏まえ、以下のようなスキームで社会貢献事業に取り組んでいく必要がある。

Ⅱ 東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業のスキーム

1 東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業のスキーム

1 理念

○社会福祉法人が地域の関係者と共にネットワークを組み、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」等のニーズに対してサービスの創造及び支援を行い、地域で必要とされる役割を果たす。

2 目的

- (1) 地域のニーズを捉える。
- (2) 福祉制度等の利用につなげる。
- (3) 「制度の狭間の課題」や「複合的課題」等、制度では対応できない課題に向き合う。
- (4) 複数の施設等や団体、関係機関が連携して対応する。
- (5) 必要とされるサービスや支援を創造し実践する。
- (6) 実践に基づき、新たな福祉サービスの制度化につなげる。

3 実施体制

○社会福祉法人、区市町村社協、東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）の連携事業とし、東社協は地域連携事業を支援、広域連携事業を実施する。

4 事業内容

- (1) 社会福祉法人による社会貢献事業のネットワーク化
 - ①地域における社会福祉法人・施設等の連携体制の構築
 - 各区市町村域において、当該地域で社会福祉事業を実施している社会福祉法人・施設等が、種別を超えて連携できるよう、ネットワークづくりを行う。
 - ②各地域のネットワークをつなげる広域連携体制の構築
 - 地域ごとに構築したネットワーク同士が連携して、情報交換や利用者支援等を行えるよう、東社協が支援を行う。
 - 地域ごとに構築したネットワークが東京都全域において連携できるよう、東社協において、共通する業務や事業を行う。
- (2) ネットワークを基盤としたプラットフォーム（協議会）づくり
 - 各地域において、社会福祉法人によるネットワークを基盤として、課題に応じて多様な関係者が参加するプラットフォーム（協議会）づくりにつなげる。
- (3) 児童・障害・高齢等の分野を超えて地域のニーズを把握するしくみの構築
 - ①立ち上げ段階でのニーズ把握
 - 各施設等におけるサービス提供の中で対応しきれていないニーズを捉えなおし、社会福祉法人のネットワークで共有することが考えられる。また、地域で多様な主体の参加するプラットフォー

ム（協議会）や既存の協議会等の場を活用し、地域のニーズ把握を行うことが考えられる。

②事業運営の中での継続的なニーズ把握

- 例えば、地域包括支援センター等の相談事業所、民生・児童委員、その他関係機関と連携してニーズ把握をすることなどが考えられる。
- また、連絡会議の設置、協議会等の定期的開催等、継続的にニーズ把握をしていくことができるしくみを各地域で検討し、構築する必要がある。

(4) 地域のニーズに基づく社会貢献事業の実施

①各社会福祉法人による社会貢献事業

○既に法人として社会貢献事業を実施している場合はそれを継続することや、戦略的・計画的に地域のニーズに応じて新たな事業を開始するなど、各社会福祉法人独自的意思決定に基づき、社会貢献事業を実施することが考えられる。

②地域（区市町村域）の連携による社会貢献事業

○地域のネットワーク・協議会等において、当該地域のニーズを集約・分析・検討し、必要に応じた地域の社会福祉法人・施設等の連携による社会貢献事業を開発・実施する。

③広域（東京都全域）の連携による社会貢献事業

○多数の地域でニーズがある事業や、広域連携が望ましい内容について、東社協においてニーズを集約・分析・検討し、必要に応じた広域の社会福祉法人・施設等の連携による社会貢献事業を開発・実施する。

[①～③の例] ○相談事業 ○育児支援 ○居場所の提供 ○学習支援 ○宿泊場所の提供
 ○生活困窮者支援 ○就労支援 ○中間的就労の場の提供 ○災害時の対応 等

(5) 各社会福祉法人や地域における社会貢献事業を「見える化（共有）」及び「見せる化（発信）」するしくみの構築

①各社会福祉法人による社会貢献事業の事例・情報を集約するしくみ

②地域（区市町村域）の連携による社会貢献事業の事例・情報を集約するしくみ

③集約したこれらの情報を「見える化」し、共有するしくみ

④さらにその情報を整理し、積極的に社会に発信していくため、「見せる化」するしくみ

○上記①については、各区市町村域のネットワークにおいて、地域内の各社会福祉法人による社会貢献事業に関する事例・情報を集約し、さらに各地域で集約した情報を東社協が集約するしくみを構築する。

○②～④については、主に東社協が実施する。

(6) 社会福祉法人による社会貢献事業に関する啓発・推進

○東京都内の各社会福祉法人が積極的に社会貢献事業に取り組んでいけるよう、東社協及び、社会福祉法人協議会や施設部会等において、セミナーの開催、関係者の会議における説明等を行う。

(7) 各社会福祉法人や地域における社会貢献事業をバックアップするための事業への取り組み

①共通する事業に関する研修、会議等の開催

②共通する事業実施に必要なツール等の提供

③情報提供

○①～③については、主に東社協が実施する。

(8) 地域ニーズの分析及び各社会福祉法人や地域の社会貢献事業に基づく提言活動

①東社協「地域福祉推進委員会」等における提言

②区市町村社協等における提言

○本事業を通じて把握したニーズの分析や、それに対する各社会福祉法人、地域における社会貢献事業の実施状況に基づき、制度化する必要があることについては、上記①②等の提言活動につなげ、社会福祉制度の向上に資する。

5 運営体制

(1) 地域（区市町村域）

○各地域の実情に応じて必要な組織を設置し、地域における事業運営を行う。

(2) 広域（東京都全域）

○東社協において、①運営委員会 ②基金管理委員会 ③共通課題検討委員会、その他、必要に応じた組織を設置し、広域における事業運営を行う。

6 事務局体制

(1) 地域（区市町村域）の業務

地域のネットワーク化の状況等に応じて、下記の2通りが考えられる。

①区市町村社協に事務局を設置する。

②当該区市町村内の社会福祉法人・施設等に事務局を設置する。

(2) 広域（東京都全体）の業務

東社協に事務局を設置する。

2 実施にあたっての基本的な考え方

1 社会福祉法人の主体的な取り組み

- 本事業は、各社会福祉法人による主体的な地域への貢献の意思や取り組みを前提として、地域ごとの連携及び広域における連携体制を築くことを目指す。
- 一法人一施設の社会福祉法人もあれば、複数の区市町村や都道府県で事業を展開する法人もあり、規模は様々である。事業実施にあたっては、意思決定や人員配置上の工夫、設備の活用等、法人としての検討や判断が必要となる。
- 一方、社会福祉法人の地域住民との接点は、各施設等であり、そこで従事する施設長や職員である。各地域のニーズに対応した取り組みを具体的に実施するにあたっては、法人における判断を受け、各施設等における検討や取り組みが必要であり、実際にその業務を担当するのは、多くの場合は、施設等の職員が想定される。
- その際、施設長並びに職員全員が社会福祉法人の責務と社会貢献事業の理念や意義を改めて共有し、組織全体のバックアップのもと、取り組みを進めることが重要である。

2 3つの層によるしくみ

- 取り組むべき課題は、施設等の利用者やその関係者、施設等の近隣住民等によって把握されたニーズ、区市町村ごとの地域の課題として把握されたニーズ、東京都広域で把握されたニーズ等、様々なものが考えられる。
- ニーズに対応した社会貢献事業を実施するにあたり、それぞれの社会福祉法人・施設等の取り組みにより支援できる課題もあれば、複数の法人等の連携により取り組まなければ解決できない「制度の狭間の課題」や「複合的課題」もある。また、課題への対応は、内容に応じて専門性を持つ施設等が本来業務の延長線として取り組んだ方が法人にとっても取り組みやすく、かつ適切な支援につながる可能性が高い。
- 本事業は、ニーズに応じて、「各社会福祉法人」「地域（区市町村）における連携」「広域（東京都）における連携」の3つの層による社会貢献事業で対応するしくみとする。

3 資源とニーズを一体的に見る視点

- 地域によってニーズが異なることと合わせて、既存の福祉サービス資源の分布状況も異なる。ニーズ把握を行い、既存の福祉サービス等により支援できるものは、制度利用につなげていくことを第一とするが、それでは支援できない課題が、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」であり、新たなサービスの創造等が必要となる課題といえる。
- そのため、地域におけるニーズの把握と合わせて、資源の把握を行い、資源とニーズを一体的に見ていく視点を持ち、不足する資源づくりに取り組むほか、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対応するサービスや活動の創出が必要である。

4 地域特性を踏まえたスキームと柔軟な事業構築

- 社会福祉法人・施設等を含む社会資源の分布状況、行政、区市町村社協、その他関係機関、団体同士の関係性、住民主体の活動の状況等は、地域によって大きく異なり、それぞれの特性がある。また、区市町村社協の実施事業、組織体制等の状況も地域によって様々である。

- 地域ごとのネットワークを構築していくにあたっては、地域ごとの特性を踏まえて取り組むことによって、将来的に継続できる地域に根ざしたしくみへの発展が求められる。
- 各種の施設、区市町村の社協、行政の位置付けの違いにより、各地域のネットワークのイメージは、下記の例示のようにいくつかのパターンが考えられる。また、例示以外にもそれぞれの地域の実情に応じたネットワークの構築が期待される。
- また、地域における社会福祉法人等の連携による事業を構築するにあたっては、多様な種別・規模の社会福祉法人・施設等が参加できるよう、地域特性やニーズ、社会資源の状況を踏まえて、地域ごとに柔軟な事業を構築できるよう推進する。

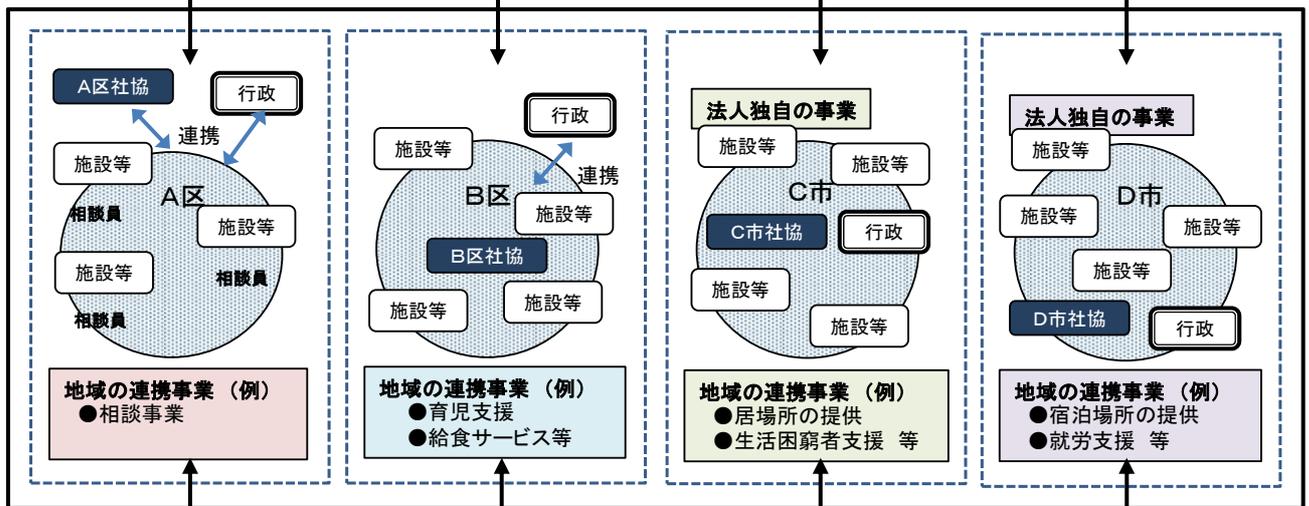
地域特性を踏まえたネットワークのイメージの例

〔A区〕 社会福祉法人・施設等同士が率先して連携体制を構築し、区市町村社協や行政が側面から支えて連携するパターン。

〔B区〕 区市町村社協が中心となって社会福祉法人・施設等の連携体制を構築し、行政が側面から支えて連携するパターン。

〔C市〕 区市町村社協と行政が中心となって社会福祉法人・施設等の連携体制を構築するパターン。

〔D市〕 地域の社会福祉法人が中心となり、地域の社会福祉法人・施設等、区市町村社協、行政の連携体制を構築するパターン。



柔軟な事業構築の例

多様な種別・規模の社会福祉法人・施設等が参加できるよう、地域特性やニーズ、社会資源の状況を踏まえて、地域ごとに柔軟な事業を構築する。

※図中の各地域の「施設、社協、行政の位置付け」、「法人独自の事業の有無」、「地域の連携事業（例）」は例示であり、連動していない。いずれも各地域ごとに検討して決定していくため、多様なパターンがあり得る。

5 社会福祉法人のネットワークづくりから開始

- 社会福祉法人が区市町村社協と連携・協働して社会貢献事業に関するネットワークをつくるのが期待される。
- 具体的には、まず、施設長等が集まる機会を設け、顔の見える関係を作ることから始めることが考えられる。既存の連絡会等が存在する地域では、その組織から発展させていくことも有効である。

- その進め方は、区市町村社協から地域の法人・施設等と呼びかける方法や、逆に施設等の連絡会が中心となり、区市町村社協と連携し、分野を超えたネットワークを作っていく方法などがある。
- 地域福祉を推進するにあたり、地域の様々な関係者とのネットワークを持つ区市町村社協との連携は欠かせず、地域の実情に応じたネットワーク構築が望まれるが、いずれの場合も社会福祉法人が主体的に実施する事業として位置づけることが重要である。
- 地域で施設長等によるネットワークを築いた後、日常的に地域のニーズに触れ、支援する業務に携わるリーダー的な職員がつながる場を作ることが望まれる。その中で、各施設等で把握しているニーズ、取り組んでいること、当該事業所では解決できないニーズ等の情報交換を行うことなどが、次の取り組みとして考えられる。
- 日常的に連携できる関係作りが進んだ段階で、地域のニーズの解決に取り組むために、新たな事業の創造や、複数法人の連携による事業実施の必要性やその可能性、多様な関係者との連携等について検討していくことなどが考えられる。

6 社会福祉法人のネットワークを基盤としたプラットフォーム（協議会）づくり

- 地域では、社会福祉法人以外にも、NPO法人、株式会社、ボランティア団体、公的機関、民生・児童委員等、多様な立場の関係者や、地域住民の主体的な活動によって、福祉課題への対応が進められている。
- また、地域包括ケアシステム、障害者自立支援制度、子ども・子育て支援制度、生活困窮者自立支援制度等、各分野で多様な関係者によるプラットフォーム（協議会）をつくり、支援やサービスの創造をしていくことが期待されている。
- 「制度の狭間の課題」や「複合的課題」には、声なき声（潜在的ニーズ）を汲みあげ、新たな支援を創造して取り組むことが求められる。
- そのため区市町村社協や民生・児童委員等をはじめ、多様な関係者との連携により、各地域における多様な立場の関係者の顔の見える関係づくりから始め、地域ニーズや取り組みの情報交換、連携事業の必要性や実施可能性を検討することが考えられる。
- 地域におけるプラットフォーム（協議会）づくりを進めるにあたり、社会福祉法人が率先して取り組み、社会福祉法人によるネットワークがその基盤となり、役割を果たしていくことが望まれる。

7 できるところから始めて最終的に東京全域で実施

- 地域の福祉課題や社会福祉法人を取り巻く変化を踏まえ、できるだけ早く本事業に取り組む必要がある。しかし、地域により状況が異なるため、着手する時期やその進捗状況には、地域差が大きいことが想定される。
- そのため、できるところから順次、地域のネットワーク化による実践に取り組み始めることとする。地域の取り組みを東社協がバックアップし、段階的に展開して、最終的には東京都内全域で実施する。

Ⅲ 3つの層による取り組み

1 各社会福祉法人による取り組み

1 各社会福祉法人の事業等を通じた地域のニーズ把握

- 各社会福祉法人・施設等は、地域で実施している社会福祉事業等に関連するニーズはもちろんのこと、利用者や利用者の家族、地域住民と接することにより、既存の制度では対応の難しいニーズと出会う多くの機会がある。
- これまでもそれらのニーズに基づき、必要なサービスの提供等に取り組んできた実績がある社会福祉法人も少なくない。一方でニーズを把握していても、当該社会福祉法人・施設等では取り組むことが難しい課題もある。
- このようなことについて、今後は、当該社会福祉法人・施設等での支援が困難でも、地域で連携して解決に向けて取り組んでいく課題として捉える視点を持つ必要がある。また、地域のネットワークにおいて、それらの課題を共有していくことが重要である。

2 各社会福祉法人独自の取り組みの社会貢献事業としての位置付けと積極的な情報発信

- 各社会福祉法人・施設等は、既存の制度では解決が難しい地域のニーズに対応する取り組みを実践してきているものの、それを可視化することについては、十分取り組めていなかった。今後は、その実践を継続するとともに、可視化できるよう「社会貢献事業」として位置付けて情報発信していくことが必要である。
- これまで取り組むことができていなかった社会福祉法人・施設等は、積極的に社会貢献事業の位置づけを明確にして取り組むことが求められる。
- また、各社会福祉法人・施設等は、自らの積極的な情報発信と共に区市町村域、さらに広域でまとめて情報発信することができるよう、地域のネットワークに情報提供を行う。

3 地域の関係者との連携

- 各社会福祉法人・施設等が持つ専門性だけでは取り組みが困難な課題は、地域のネットワークを活かし、他の専門性を有する社会福祉法人・施設等の支援や地域での連携による支援につなげる。

2 各地域における取り組み

1 各地域の実情を踏まえた社会福祉法人のネットワークづくり

- 各地域において社会福祉法人は経営する施設等によるネットワークづくりを行う。連携による事業の実施を必ずしも前提とはせず、まずは顔の見える関係づくりを重視する。

2 「ニーズの発見と気づきのシステム」づくり

- 多様な関係者によるプラットフォーム（協議会）を立ち上げて、各社会福祉法人・施設等や地域の相談機関が把握したニーズを集約し、整理・分析を行うことや、相談事業等の実施など、意図的にニーズ発見をしていくためのしくみを検討する必要がある。また、その際には地域住民の声を把握するた

めの工夫をすることが必要である。

- 「ニーズの発見と気づきのシステム」を構築することにより、関係者が地域のニーズに向き合い、問題を共有することによって、地域の実情に応じたしくみづくりが可能になる。

3 ニーズを踏まえた支援・事業の創造

- 各社会福祉法人独自の取り組みの実施状況を把握し、社会福祉法人・施設等の社会貢献事業の促進を図るための情報提供等を行う
- 地域のニーズの中で、個々の社会福祉法人・施設等の取り組みでは解決できない課題に即応するため、施設等の持つ強みを生かし、開拓性、柔軟性を持って、複数の社会福祉法人・施設等の連携による事業の検討を行う。

4 地域の取り組み状況等を発信し、広域で共有するための取り組み

- 各社会福祉法人の取り組みや各地域ごとのネットワークづくり、複数の社会福祉法人・施設等の連携による事業の検討状況等を積極的に共有・発信すると共に、広域（東京都全域）での共有と幅広い発信を進めるため、東社協が情報の集約と提供を行う。

3 広域における取り組み

1 地域の社会貢献事業の取り組みの推進及び支援

- 各地域におけるネットワーク化や複数の社会福祉法人等の連携による事業実施に向けた取り組みを推進するため、東社協の職員は地域に積極的に出向き、区市町村社協職員や社会福祉法人の職員と協働する。また、他の地域や各地の取り組み、その他関連情報の収集と提供を行う。

2 複数の地域における取り組みに基づく全体のスキームの検討

- ネットワーク化や複数の社会福祉法人・施設等の連携による事業の検討について、先行的に開始した地域の状況をもとに、東社協において社会貢献事業検討委員会を引き続き開催し、地域間の連携や東京都全体のスキームの検討を行う。

3 財源の検討

- 本事業の財源として、社会福祉法人が特別会費を出し合い、基金を設置することが考えられる。基金の設置は、東社協内又は、各地域ごとの設置が考えられるが、そのあり方や金額、会計上の整理等、検討する必要がある。
- ただし、社会保障審議会福祉部会による「社会福祉法人制度改革について」に基づく、今後の法改正、その他の動向を踏まえて検討を行う必要がある。

4 社会福祉法人独自の社会貢献事業及び地域の連携事業の積極的な情報発信

- 各地域で把握したニーズや地域の社会福祉法人・施設等による社会貢献事業の実施状況、また地域のネットワーク化の状況や地域での連携による社会貢献事業の実施状況に関する情報を東社協において集約し整理の上、発信する。
- 事業全般において、積極的な発信を行うため、「見せる化」を工夫をする。

○広報・PRを得意とする株式会社等のノウハウなど、企業の社会貢献活動とも連携した発信のしくみを検討し、東社協が主体的に情報発信を実施する。

5 東京全域における事業実施の推進

○社会貢献事業検討委員会における検討を踏まえ、事業全体のスキームを構築する。その上で、東京全域における事業実施に向けての普及・啓発活動等を実施する。

○東社協は、地域ごとに構築したネットワーク同士が連携して、情報交換や利用者支援等を行えるよう支援する。また、東京都全域における連携に関する共通する業務や事業を行う。

○多数の地域でニーズがある事業や、広域連携が望ましい内容について、ニーズを集約・分析し、東社協において検討し社会貢献事業を実施する。

※上記の内容を図に表したものが別紙「東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業のイメージ」。

IV 今後の方向性

1 27年度の取り組み

○平成27年度は、「中間のまとめ」に基づき、できるところから各地域における取り組みを進める。その実施状況を踏まえて、東社協において引き続き、社会貢献事業検討委員会を開催して東京都全体での取り組みを進めるため、スキームや財源の検討を行い、28年度以降の取り組み方針をまとめる。

2 今後の課題

○本事業は、各地域における社会福祉法人の主体性、積極性が欠かせないため、各法人にどのように働きかけ、推進していくかが課題となる。

○地域の福祉課題への対応は、社会福祉法人のみならず、多様な関係者と共に連携する必要があるが、その一方で社会福祉法人の認知度を高める情報発信が必要であり、その双方を実現するための方策は課題である。

○介護報酬の引き下げ、人材確保の困難等、社会福祉法人が社会福祉事業を経営する上で大きな課題を抱えており、大都市における経営は厳しい実情となる。さらに積極的な地域課題への取り組みを進めるには、大きな推進力が必要となる。

○また、社会貢献事業の取り組みを進めつつ、社会福祉法人制度改革の要請にも応えていく必要がある。

参 考

1 東京都社会福祉協議会社会貢献事業検討委員会設置要項

平成 26 年 11 月 26 日
東京都社会福祉協議会

1 目的

社会福祉法人が主体性、開拓性、先駆性、公共性等に基づき、地域のニーズに率先して応えるため、都内で社会福祉事業を営む社会福祉法人が連携して実施する社会貢献事業のあり方について検討し、会長に提言する。

2 検討方針

- (1) 多くの法人・施設が地域の中で社会貢献活動に参加できるように、法人の特性や地域の実情に即して実施できる柔軟なメニューを検討する。
- (2) 社会保障審議会福祉部会における「地域公益活動」に関する検討内容等、国の動向と調整しつつ検討していく。

3 検討期間

平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月（予定）

4 事業の実施時期

実施時期については、段階的实施を含め、本検討委員会の中で検討する

5 委員構成（13 名）

- (1) 学識経験者 2 名
- (2) 法人・施設代表
 - ① 社会福祉法人協議会会長
 - ② 社会福祉法人協議会代表
 - ③ 東京都高齢者福祉施設協議会代表
 - ④ 知的発達障害部会代表
 - ⑤ 保育部会代表
- (3) 行政・地域代表
 - ① 東京都福祉保健局総務部事業調整担当部長
 - ② 区市町村社会福祉協議会代表 2 名（事務局長級、区部・市部各 1 名）
 - ③ 東京ボランティア・市民活動センター所長
 - ④ 民生児童委員協議会代表
- (4) 東社協事務局
 - ① 事務局長

6 検討ワーキング

- 細目の調整のため必要に応じ、検討ワーキングを置く。
- 法人協代表・区市町村社協代表・東社協事務局等で構成する。

7 運営

委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

8 事務局

東京都社会福祉協議会福祉部経営支援担当に事務局を置く。

2 東京都社会福祉協議会 社会貢献事業検討委員会 委員名簿

任期：平成26年11月26日～平成27年3月31日

	氏名	所属	
1	◎小林 良二	東洋大学 教授	学識経験者
2	中島 修	文京学院大学 准教授	学識経験者
3	○高橋 利一	東社協 社会福祉法人協議会会長 至誠学舎立川 理事長	法人・施設代表
4	相羽 孝昭	東社協 社会福祉法人協議会代表 アゼリヤ会 常務理事	法人・施設代表
5	西岡 修	東社協 東京都高齢者福祉施設協議会代表 白十字ホーム 施設長	法人・施設代表
6	高澤 勝美	東社協 知的発達障害部会代表 武蔵野デイセンター山びこ 理事・施設長	法人・施設代表
7	下竹 敬史	東社協 保育部会代表 さくら福祉会 さくら保育園 理事長・施設長	法人・施設代表
8	西村 信一	東京都福祉保健局総務部事業調整担当部長	行政・地域代表
9	伊藤 重夫	区市町村社会福祉協議会 区部代表 杉並区社会福祉協議会 事務局長	行政・地域代表
10	粕谷 静男	区市町村社会福祉協議会 市町村部代表 調布市社会福祉協議会 事務局長	行政・地域代表
11	山崎 美貴子	東京ボランティア・市民活動センター所長 神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授	行政・地域代表
12	大江 義宏	民生児童委員協議会代表 都民連常任協議員・練馬区民児協代表会長	行政・地域代表
13	小林 秀樹	東京都社会福祉協議会 事務局長	東社協事務局

◎委員長 ○副委員長

3 東京都社会福祉協議会 社会貢献事業検討委員会 開催経過

	日時	内容
第1回	平成26年 12月19日(金)	1 これまでの検討経緯の確認 2 社会福祉法人を取り巻く状況 3 他県の取り組みについて 4 協議 (1) 施設等を経営する社会福祉法人、区市町村社協、東社協における本事業の位置づけ (2) 理念、目的 (3) 課題についてのフリートーキング
		※第1回委員会の検討内容に基づき事務局にて事業のスキーム、検討事項等を整理し、各委員に相談の上、第2回で提案
第2回	平成27年 2月2日(月)	1 区市町村社協における社会貢献事業に関するアンケート結果について 2 社会保障審議会福祉部会における地域公益活動に関する検討状況について 3 事業のスキーム、イメージについて 4 協議 (1) 広域及び各区市町村域における連携と役割について (2) 事業のスキームについて
第3回	平成27年 3月3日(火)	1 社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)の概要について 2 協議 「中間のまとめ[骨子]」(案)について
		「東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業について」中間のまとめ発行